

福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための 太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン

(目的)

第1条 吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた盆地に、信夫山や花見山などの里山が点在し、花やくだもの畑が広がる田園風景は、福島市民の誇りであり、心に刻み込まれたふるさとの光景である。

しかしながら、山あい到大規模太陽光発電施設の設置が相次ぎ、森林の伐採や用地造成によって、景観が悪化してきている。そればかりか、保水機能の低下によって災害の発生が危惧され、地域の安全性に対する市民の懸念も高まっている。

本市は、災害の発生が危惧され、誇りである景観が損なわれるような山地への大規模太陽光発電施設の設置をこれ以上望まないことを宣言した。設置計画には、市民と連携し、実現しないよう強く働きかけていく。

一方、地球温暖化の防止は、私たちの未来を守る喫緊の課題である。「福島市ゼロカーボンシティ宣言」に掲げる2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、徹底した省エネルギー・省資源化に取り組むとともに、次世代技術を導入しながら、本市の実情に応じた再生可能エネルギーの取組を積極的に進めていくことを合わせて宣言した。

このノーモア メガソーラー宣言を受け、本ガイドラインは、市内における太陽光発電施設の計画から撤去に関し必要な事項を定め、災害の発生が危惧され、誇りである景観が損なわれるような山地への大規模太陽光発電施設の設置を抑制することにより、市民生活の安全安心を守り、ふるさとの景観を地域の宝として次世代へ守り継いでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電施設：土地に自立して設置される太陽光を電気に変換するための施設及びその付属設備で、一の施設（実質的に同一の事業者が複数の太陽光発電施設を同時期もしくは近接した時期、又は近接した場所に設置するなど、実質的に同一の場所への設置と市長が認める場合を含む。以下同じ。）の定格出力が10キロワット以上のものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 建築物に該当するもの

イ 事務所若しくは事業所又は工場と併設されるもの

(2) 大規模太陽光発電施設：太陽光発電施設のうち、定格出力が1メガワット以上のもの（既設又は設置が計画されている太陽光発電施設（他の事業者の太陽光発電施設を含む。）と近接した場所に設置することで、実質的に定格出力が1メガワット以上となるものを含む。）をいう。

(3) 事業者：太陽光発電施設を設置する者及び当該施設により発電事業を行う者を

いう。

- (4) 近隣住民等：太陽光発電施設の設置が計画される区域（以下「設置計画区域」という。）が影響を及ぼす近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに設置計画区域に存する自治会等の代表者をいう。

（対象地域）

第3条 このガイドラインの対象地域は、福島市全域とする。

（太陽光発電事業計画書の提出等）

第4条 太陽光発電施設を設置しようとする事業者は、あらかじめ福島市太陽光発電事業計画書（様式第1号）に別表1に掲げる資料を添えて市長に提出するものとする。

- 2 太陽光発電事業計画書を提出しようとする事業者は、別表2に掲げる太陽光発電施設設置に関する法令等について、市の関係部局及び関係行政機関（以下、「関係部局等」という。）と事前に相談、協議を行うものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による相談、協議を行う過程において、設置計画区域の全部又は一部が別表3に掲げる区域に該当することを把握した場合は、計画を中止するものとする。

（計画の中止の指導）

第5条 市長は、前条の規定により提出された福島市太陽光発電事業計画書（様式第1号）により設置計画区域の全部又は一部が別表3及び大規模太陽光発電施設の設置が適切でない区域として次の各号に掲げる区域に該当すると覚知した場合は、計画の中止を指導するものとする。

- (1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれのある区域
- (2) 良好な景観が損なわれるおそれのある区域

（太陽光発電事業に係る近隣住民等への説明）

第6条 事業者は、太陽光発電施設の事業計画について、近隣住民等に対する説明会や戸別訪問等（以下「説明会等」という。）を実施し、景観シミュレーションの活用も図りながら電源種、設置形態、出力規模などの事業内容のほか、排水・防音対策、責任分界点までの電線路等の施工・除草等の維持管理、災害時の対応、撤去・処分等の計画内容を周知するものとする。また、記録を整理・保存し、説明会等の概要を第9条第1項に定める福島市太陽光発電施設設置計画書（様式第3号）とともに提出するものとする。なお、欠席者等説明ができなかった近隣住民等に対しては、資料を頒布するなどの対応をするものとする。

- 2 大規模太陽光発電事業を行おうとする事業者は、前項に基づく説明会等の実施に当たっては、施工の経過を含めたフォトモンタージュ又はそれと同等以上による景観のシミュレーション（3DCG等）及び野生動植物の生息環境への影響に

関する調査結果を示すとともに、事業内容と合わせて自然災害が発生する可能性や景観に対する影響について周知するものとする。

- 3 事業者は、前2項に基づく説明会等において近隣住民等から出された事業者との連絡・報告体制の整備等に関する要望、事業計画への意見に対しては、説明会等の複数回実施、書面を交付するなど誠意をもって対応し、理解を得られるよう努めるものとする。
- 4 大規模太陽光発電事業を行おうとする事業者は、近隣住民のみならず、第4条第1項の事業計画について広く市民に周知するよう努めるものとする。

（協定の締結等）

- 第7条 大規模太陽光発電事業を行おうとする事業者は、設置計画区域に存する自治会等の代表者と、当該設置計画区域及びその周辺地域の災害の防止並びに良好な景観の保全に関し必要な事項について、協定を締結するものとする。
- 2 前項に基づき協定を締結した事業者は、当該協定に係る書面の写しを市長に提出するものとする。

（大規模太陽光発電施設の設置に係る事前協議等）

- 第8条 第4条第1項に基づき福島市太陽光発電事業計画書（様式第1号）を提出した事業者が、大規模太陽光発電施設を設置しようとするときは、あらかじめ福島市大規模太陽光発電施設設置事前協議書（様式第2号）に別表1に掲げる資料を添えて市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により提出された福島市大規模太陽光発電施設設置事前協議書（様式第2号）について、その内容が公共の安全、環境の保全その他の公益を害するおそれのあるときは、変更又は中止を事業者に指導するものとする。

（太陽光発電施設に係る届出等）

- 第9条 事業者は、太陽光発電施設の工事に着手する日の60日前までに、福島市太陽光発電施設設置計画書（様式第3号）に別表1に掲げる資料を添えて市長に提出するものとする。
- 2 事業者は、事業の内容を変更又は中止するときは、速やかに福島市太陽光発電施設変更（中止）届（様式第4号）に別表1に掲げる資料を添えて市長に提出するものとする。
 - 3 事業者は、太陽光発電施設の設置が完了したときは、速やかに福島市太陽光発電施設設置完了届（様式第5号）に別表1に掲げる資料を添えて市長に提出するものとする。
 - 4 事業者は、施設を廃止したときは、速やかに福島市太陽光発電施設廃止届（様式第6号）を市長に提出するものとする。
 - 5 事業者は、施設を撤去したときは、速やかに福島市太陽光発電施設撤去完了届（様式第7号）に別表1に掲げる資料を添えて市長に提出するものとする。

- 6 事業者は、市長が求める第2項及び第3項に係る届出内容の現況等の確認の結果、届出内容に差異があった場合は、速やかに第3項の福島市太陽光発電施設変更(中止)届(様式第4号)について、指定された期日までに報告するものとする。
- 7 市長は、第1項から6項の規定により届出等が提出された場合において、その内容が公共の安全、環境の保全その他の公益を害するおそれのあるときは、計画又は事業の変更又は中止を事業者に指導するものとする。

(遵守事項)

第10条 事業者は、太陽光発電施設による発電事業を計画し、設置から廃止・撤去に至るまでの間、地域との調和を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣住民等との協調を保つこと。
- (2) 事故の発生や落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電施設の破損など、周辺への被害を及ぼすおそれがある事象の発生などに備えて、近隣住民等と連絡関係を構築し円滑な対応ができる体制とすること。
- (3) 太陽光発電施設の稼働に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。
- (4) 近隣住民等との協定等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

2 事業者は、太陽光発電施設の設計・施工を行うにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 土砂流出、湧水、雨水排水及び軟弱な地盤への対応など、防災・安全面を考慮した設計とすること。
- (2) 緑化のほか、生活用水等への影響、河川の水質等の保全、動植物の保護など、環境面を考慮した設計とすること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮した設計とすること。
- (4) 維持管理、保守点検のほか、非常時の消防活動を考慮した設計とすること。
- (5) 設置計画区域内に災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称及び連絡先を記した看板を発電設備の外部から見えやすい位置に設置すること。
- (6) 前各号に係る工事は、適切な廃棄物処理や安全面のほか、工事に伴う車両の通行やパワーコンディショナーによる騒音・振動・電磁波(電波障害)、濁水及びパネルの反射光など周辺環境に配慮した施工をすること。

3 事業者は、太陽光発電施設の維持管理を行うにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 平時から事業用地及び発電施設の保守点検及び維持管理を行い、結果について記録・保管すること。
- (2) 事業用地及び発電施設の環境整備を行い、雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止、強風による太陽光パネルや資材の飛散防止対策を講じること。

また、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、事前に散布日時等について、近隣住民等への周知を図り、十分に周辺環境への措置を講じること。

4 事業者は、太陽光発電施設の撤去・処分を行うにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 太陽光発電施設を廃止した場合は、事業者の責任において、関係法令等を遵守し、速やかに施設の撤去及び処分を行うこと。

(2) 福島市太陽光発電施設設置計画書（様式第3号）に記載の撤去及び処分に必要な費用について、当該費用の積立に係る事業計画を策定し、計画的かつ確実に積み立てること。

(3) 災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に参加すること。

(4) 発電施設撤去後の事業用地は、景観への配慮がなされた状態に整地復元し、周辺環境との調和のとれたものとする。

5 事業者は、太陽光発電施設の計画策定段階から発電施設の撤去に至るまで、防災や設備安全、環境保全、景観保全の観点において、予期しなかった問題が生じた場合には、迅速かつ適切な対策を講じ、地震や豪雨災害による土砂崩れ等の災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うとともに、速やかに市長に報告すること。

6 各項に定める事項を確認するため、市長が行う現地確認等については、正当な理由もなしに拒むことなく、適切に応じること。

（報告）

第11条 市長は、事業者に対し、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、必要な事項について報告を求めるものとする。

2 市長は、前項の報告の内容が公共の安全、環境の保全その他の公益を害するおそれのあるときは、事業の是正又は改善を事業者に指導するものとする。

（意見の聴取）

第12条 市長は、このガイドラインの運用において必要があると認めるときは、専門的知見を有する者に意見を聴くことができる。

（周辺自治体との連携）

第13条 太陽光発電施設の設置計画又は設置が、本市の区域外であっても市域に影響を及ぼす恐れがある場合、市長は周辺自治体に協力を求め、中止を含めた本ガイドラインの遵守を事業者に要請するものとする。

（ガイドラインの見直し）

第14条 このガイドラインは、必要に応じて随時見直すものとする。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和元年10月31日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着工している事業者又は現に事業を行っている事業者は、第6条に掲げる事項を遵守するとともに、必要と認められる場合は第5条に掲げる措置を講じるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和6年2月22日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前ガイドライン第5条第2項の規定に基づき行われた届出については、このガイドライン第9条第1項の規定に基づき行われたものとみなす。
- 3 このガイドラインの施行日前に改正前ガイドライン第5条第1項の説明会等を実施している事業者（大規模太陽光発電施設を設置しようとする事業者を除く。）については、このガイドライン第6条第1項の規定は適用しない。

別表1（第4条関係）

届出書類	添付書類
福島市太陽光発電事業計画書 （様式第1号）	(1) 位置図（事業計画地の位置が分かるもの） (2) 土地利用計画図（太陽光パネルの配置等が分かるもの） (3) 雨水排水処理の方法等が分かる資料 (4) 関係機関との協議状況が分かる書類 (5) その他事業の状況・予定等を示した資料
福島市大規模太陽光発電施設設置事前協議書 （様式第2号）	※進捗の状況に応じて資料を提出 (1) 計画の概要（位置図、パネル配置図、スケジュール、フォトモンタージュ等） (2) 現況写真 (3) 関係機関との協議状況がわかる書類 (4) 住民説明会等の概要 (5) 協定締結又は締結予定の有無 ※ 協定締結済みの場合は協定書提出 (6) 概ね1mを超える盛土の有無 (7) 緊急連絡体制網 (8) その他市長が必要と認めるもの
福島市太陽光発電施設設置計画書	※進捗の状況に応じて資料を提出

(様式第3号)	(1) 計画の概要（位置図、パネル配置図、スケジュール、フォトモンタージュ等） (2) 現況写真 (3) 関係機関との協議状況がわかる書類 (4) 住民説明会等の概要 (5) 概ね1mを超える盛土の有無 (6) その他市長が必要と認めるもの (大規模太陽光発電施設設置の場合) (7) 緊急連絡体制網 (8) 協定締結の有無 ※有の場合は協定書提出
福島市太陽光発電施設変更（中止）届（様式第4号）	(1) 変更後の計画の概要 (2) 変更認定通知書の写し及び譲渡契約書等 (3) 登記簿 (4) 中止の状況・内容が分かる資料（事業を中止する場合） (5) その他市長が必要と認めるもの
福島市太陽光発電施設設置完了届（様式第5号）	(1) 工事完了後写真 (2) その他市長が必要と認めるもの (大規模太陽光発電施設設置の場合) (3) 緊急連絡体制網 (4) 協定締結の有無 ※有の場合は協定書提出
福島市太陽光発電施設撤去完了届（様式第7号）	(1) 撤去完了後写真 (2) その他市長が必要と認めるもの

別表2（第4条関係）

法令等	手続き、届出、許可
自然公園法	国立（国定）自然公園内の行為の許可等
自然環境保全法 福島県自然環境保全条例	自然（緑地）環境保全地域内の行為の許可等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内での開発の許可
絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種の捕獲等の許可 生息地等保護区の管理地区内等における行為許可等

文化財保護法 福島県文化財保護条例 福島市文化財保護条例	埋蔵文化財発掘の届出、遺跡発見の届出
景観法 福島市景観条例	1,000㎡以上の太陽光発電パネル設置における事前協議及び届出
国有林野の管理経営に関する法律	公用、公共用又は公益事業の用に供する場合の貸付許可
国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて	自然エネルギーを利用した発電事業用地としての貸付許可
森林法	所有者となった旨の届出、伐採の届出、林地開発行為の許可、保安林の指定の解除
河川法	工事の承認、流水、土地の占用の許可
砂防法	砂防指定地内の行為の許可
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内の行為の許可
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可
地すべり等防止法	地すべり防止区域の開発前許可申請
道路法	道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合の許可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域内における土地の形質の変更届出
都市計画法	区域区分・地域地区、都市施設に関すること、開発許可
公有地の拡大の推進に関する法律	一定規模以上の土地を有償譲渡する場合における事前届出（地方公共団体による土地の買取り希望の有無の確認）
福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における一定行為の許可
宅地造成及び特定盛土等規制法 （旧宅地造成等規制法）	規制区域内での宅地造成等に関する工事の許可
農地法	農地を購入又は賃借により農地以外のものとして使用するとき（農地転用）の許可

農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外
国土利用計画法	一定面積以上の土地取引を行った場合の届出
福島県大規模土地利用事前指導要綱 福島市大規模土地利用事前指導要綱	5 ha 以上の開発行為 開発区域内に農地転用の許可が必要な農地が 4 ha を超える場合
建築基準法	建築確認（屋内的用途に供さず、電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号の電気工作物である太陽光発電設備は確認不要）
環境影響評価法 福島県環境影響評価条例	環境影響評価の実施
騒音規制法 振動規制法 水質汚濁防止法 福島県生活環境の保全等に関する条例 福島市公害対策防止条例	届出対象施設の届出
土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の形質変更を行う場合の届出 形質変更時要届出区域における土地の形質の変更届出
福島市法定外公共物の管理に関する条例	工事の承認 流水、土地の占用の許可
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	FIT/FIP 制度による発電事業を行う場合の認定 廃棄パネルの環境影響明示
電気事業法	工事計画の届出、保安規程の届出、電気主任技術者の選任等
福島市火災予防条例	変電設備設置の届出

※上記掲載の他、他の法令等により別途届出等が必要な場合もあるため、事業者の責任において関係機関との協議等を行うこと。

別表 3（第 4 条関係）

法 令 等	区 域
自然公園法	特別地域及び普通地域
農地法	農用地区域内の農地、甲種農地又は第 1 種農地 ※営農型太陽光発電のうち、定格出力が 1 メガワット未満のものは除く。

農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地 ※営農型太陽光発電のうち、定格出力が1メガワット未満のものは除く。
森林法	保安林
河川法	河川区域、河川保全区域又は河川予定地
砂防法	砂防指定地
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 ※以下の土砂災害危険箇所（未指定区域）等を含む・・・土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、過去の土砂災害発生箇所
水防法	洪水浸水想定区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区
福島市水道水源保護条例	水源保護地域
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡（今後保護を要する範囲を含む。）、名勝又は天然記念物
福島県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物又は県指定旧跡
福島市文化財保護条例	市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物

福島市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称		
設置場所（代表地番）	福島市	
敷地面積・地目	m ²	地目：
土地の権利関係	☐ 自己所有地 ☐ 売買（ ☐ 契約済 ☐ 契約未済） ☐ 借地	
設置形態	☐ 野立て太陽光 ☐ 農地転用による太陽光 ☐ 営農型太陽光（作物： ） （耕作者 ☐ 発電事業者と同一 ☐ その他（ ）） ☐ その他（ ）	
導入形態	☐ FIT ☐ FIP ☐ 相対契約 ☐ 自己託送 ☐ 自家消費 ☐ PPA ☐ その他（ ）	
	※FIT、FIPの場合 設備ID（ ） ☐ 未取得 （事由： ）	
定格発電出力	kW（小数点第2位切捨て）	
事業者	設置者	住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電　話　番　号 メールアドレス
	発電事業者	☐ 設置者と同じ（該当する場合、以下の項目記載不要） 住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電　話　番　号 メールアドレス

関係機関との協議状況がわかる書類

※ 法令等の該当有無について 未確認 である場合は、「確認・手続き部署等」の欄にその旨を記載してください。

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
1.	自然公園法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
2.	自然環境保全法 福島県自然環境保全条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
3.	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
4.	絶滅のおそれがある野生動物の種の保存に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
5.	文化財保護法 福島県文化財保護条例 福島市文化財保護条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
6.	景観法 福島市景観条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
7.	国有林野の管理経営に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
8.	国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
9.	森林法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
10.	河川法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
11.	砂防法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
12.	水防法			
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
13.	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
14.	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
15.	地すべり等防止法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
16.	道路法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
17.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
18.	都市計画法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
19.	公有地の拡大の推進に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
20.	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
21.	宅地造成及び特定盛土等規制法 （旧宅地造成等規制法）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
22.	農地法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
23.	農業振興地域の整備に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
24.	国土利用計画法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
25.	福島県大規模土地利用事前指導要綱 福島市大規模土地利用事前指導要綱	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
26.	建築基準法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
27.	環境影響評価法 福島県環境影響評価条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
28.	騒音規制法 振動規制法 水質汚濁防止法 福島県生活環境の保全等に関する条例 福島市公害対策防止条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
29.	土壌汚染対策法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
30.	福島市水道水源保護条例			
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
31.	福島市法定外公共物の管理に関する条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
32.	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
33.	電気事業法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
34.	福島市火災予防条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	

※上記の法令等のほか、関係機関への確認・手続き等を行ったものがあれば、以下に記載してください。

		☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
--	--	--	--	--

福島市大規模太陽光発電施設設置事前協議書

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称		
設置場所（代表地番）		福島市
敷地面積・地目		m ² 地目：
土地の権利関係		☐ 自己所有地 ☐ 売買（ ☐ 契約済 ☐ 契約未済） ☐ 借地
設置形態		☐ 野立て太陽光 ☐ 農地転用による太陽光 ☐ 営農型太陽光（作物： _____ ） （耕作者 ☐ 発電事業者と同一 ☐ その他（ _____ ）） ☐ その他（ _____ ）
導入形態		☐ FIT ☐ FIP ☐ 相対契約 ☐ 自己託送 ☐ 自家消費 ☐ PPA ☐ その他（ _____ ）
		※FIT、FIPの場合 設備ID（ _____ ） ☐ 未取得 （事由： _____ ）
定格発電出力		k W（小数点第2位切捨て）
事業者	設置者	住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電 話 番 号 メールアドレス
	発電事業者	☐ 設置者と同じ（該当する場合、以下の項目記載不要） 住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電 話 番 号 メールアドレス

関係機関との協議状況がわかる書類

※ 法令等の該当有無について 未確認 である場合は、「確認・手続き部署等」の欄にその旨を記載してください。

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
1.	自然公園法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
2.	自然環境保全法 福島県自然環境保全条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
3.	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
4.	絶滅のおそれがある野生動物の種の保存に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
5.	文化財保護法 福島県文化財保護条例 福島市文化財保護条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
6.	景観法 福島市景観条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
7.	国有林野の管理経営に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
8.	国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
9.	森林法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
10.	河川法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
11.	砂防法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
12.	水防法			
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
13.	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
14.	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
15.	地すべり等防止法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
16.	道路法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
17.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
18.	都市計画法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
19.	公有地の拡大の推進に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
20.	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
21.	宅地造成及び特定盛土等規制法 （旧宅地造成等規制法）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
22.	農地法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
23.	農業振興地域の整備に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
24.	国土利用計画法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
25.	福島県大規模土地利用事前指導要綱 福島市大規模土地利用事前指導要綱	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
26.	建築基準法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
27.	環境影響評価法 福島県環境影響評価条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
28.	騒音規制法 振動規制法 水質汚濁防止法 福島県生活環境の保全等に関する条例 福島市公害対策防止条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
29.	土壌汚染対策法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
30.	福島市水道水源保護条例			
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
31.	福島市法定外公共物の管理に関する条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
32.	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
33.	電気事業法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
34.	福島市火災予防条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	

※上記の法令等のほか、関係機関への確認・手続き等を行ったものがあれば、以下に記載してください。

		☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
--	--	--	--	--

年 月 日

福島市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称		
設置場所（代表地番）	福島市	
敷地面積・地目	m ² 地目：	
土地の権利関係	☐ 自己所有地 ☐ 売買（ ☐ 契約済 ☐ 契約未済） ☐ 借地	
設置形態	☐ 野立て太陽光 ☐ 農地転用による太陽光 ☐ 営農型太陽光（作物： ） （耕作者 ☐ 発電事業者と同一 ☐ その他（ ）） ☐ その他（ ）	
導入形態	☐ FIT ☐ FIP ☐ 相対契約 ☐ 自己託送 ☐ 自家消費 ☐ PPA ☐ その他（ ）	
	※FIT、FIPの場合 設備ID（ ） ☐ 未取得 （事由： ）	
定格発電出力	k W（小数点第２位切捨て）	
事業者	設置者	住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電　話　番　号 メールアドレス
	発電事業者	☐ 設置者と同一（該当する場合、以下の項目記載不要） 住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電　話　番　号 メールアドレス

関係機関との協議状況がわかる書類

※ 法令等の該当有無について 未確認 である場合は、「確認・手続き部署等」の欄にその旨を記載してください。

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
1.	自然公園法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
2.	自然環境保全法 福島県自然環境保全条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
3.	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
4.	絶滅のおそれがある野生動物の種の保存に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
5.	文化財保護法 福島県文化財保護条例 福島市文化財保護条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
6.	景観法 福島市景観条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
7.	国有林野の管理経営に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
8.	国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
9.	森林法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
10.	河川法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
11.	砂防法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
12.	水防法			
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
13.	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
14.	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
15.	地すべり等防止法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
16.	道路法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
17.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
18.	都市計画法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
19.	公有地の拡大の推進に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
20.	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	☒ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
21.	宅地造成及び特定盛土等規制法 （旧宅地造成等規制法）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
22.	農地法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
23.	農業振興地域の整備に関する法律	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
24.	国土利用計画法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
25.	福島県大規模土地利用事前指導要綱 福島市大規模土地利用事前指導要綱	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
26.	建築基準法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
27.	環境影響評価法 福島県環境影響評価条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	
28.	騒音規制法 振動規制法 水質汚濁防止法 福島県生活環境の保全等に関する条例 福島市公害対策防止条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 (年 月 日) ☐ 手続き 未済	

	法 令 等	該当有無	現 況（該当「有」の場合）	確認・手続き部署等
29.	土壌汚染対策法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
30.	福島市水道水源保護条例			
	ガイドライン 別表3 の区域該当について	☐ 有 ☐ 無	※該当「有」の場合は、ガイドラインに基づき、計画の中止が必要です。	
31.	福島市法定外公共物の管理に関する条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
32.	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
33.	電気事業法	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
34.	福島市火災予防条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	

※上記の法令等のほか、関係機関への確認・手続き等を行ったものがあれば、以下に記載してください。

		☐ 有 ☐ 無	☐ 手続き 済 （ 年 月 日） ☐ 手続き 未済	
--	--	--	---	--

福島市太陽光発電施設変更（中止）届

年 月 日

福島市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

メールアドレス

福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称※1	(設備 ID)
設置場所（代表地番）※1	福島市
変更・中止の予定日	年 月 日
変更の内容※2	(変更前)
	(変更後)
事業者変更 (社名変更含む)	(変更前) 住所 氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話 番 号 メールアドレス
☐ 設置者 ☐ 発電事業者	(変更後) 住所 氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話 番 号 メールアドレス
中止理由 (事業を中止する場合)	
添付資料	☐ 変更後の計画の概要（設置計画書資料のうち変更に係るもの） ☐ 変更認定通知書の写し及び譲渡契約書等（事業者変更の場合） ☐ 登記簿（社名変更の場合） ☐ 中止の状況・内容が分かる資料（事業を中止する場合） ☐ その他市長が必要と認めるもの

※1 太陽光発電施設の名称又は設置場所を変更する場合は、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 太陽光発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格発電出力を変更する場合は、その内容を記載してください。

● 提出部数は 2 部

福島市太陽光発電施設設置完了届

年 月 日

福島市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン第9条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	(設備 ID)		
設置場所（代表地番）	福島市		
敷地面積・地目	㎡		地目：
定格発電出力	kW（小数第2位切捨て）		
事業者	設置者	住所 氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話 番 号 メールアドレス	
	発電事業者	☐ 設置者と同じ（該当する場合、以下の項目記載不要） 住所 氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話 番 号 メールアドレス	
施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
設置等完了日	年 月 日		
稼働開始日又は予定日	☐ 開始日 ☐ 予定日 年 月 日		
添付書類	☐ 工事完了後写真 ☐ その他市長が必要と認めるもの ---大規模太陽光発電施設設置の場合--- ☐ 緊急連絡体制網 ☐ 協定書		

福島市太陽光発電施設廃止届

年 月 日

福島市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

メールアドレス

福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	(設備 ID)	
設置場所（代表地番）	福島市	
事業者	設置者	住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電 話 番 号 メールアドレス
	発電事業者	☐ 設置者と同じ（該当する場合、以下の項目記載不要） 住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電 話 番 号 メールアドレス
稼働開始日	年 月 日	
廃止日	年 月 日	
撤去予定日	年 月 日	

(特記事項)

- ・施設の廃止後、事業者の責任により速やかに撤去その他の適正な処理を行ってください。
- ・施設を撤去する場合、近隣住民等と合意した事項があれば、当該合意事項に従い責任を持って対応してください。

● 提出部数は 2 部

福島市太陽光発電施設撤去完了届

年 月 日

福島市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

メールアドレス

福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン第 9 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	(設備 ID)	
設置場所（代表地番）	福島市	
事業者	設置者	住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電 話 番 号 メールアドレス
	発電事業者	☐ 設置者と同じ（該当する場合、以下の項目記載不要） 住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電 話 番 号 メールアドレス
稼働開始日	年 月 日	
廃止日	年 月 日	
撤去完了日	年 月 日	
添付書類	☐ 撤去完了後写真 ☐ その他市長が必要と認めるもの	